

鎌倉市役所吸収冷温水機遠隔監視点検仕様書

(業務の対象)

第1条 受託者は下記の吸収冷温水機について、点検業務を実施する。

吸収冷温水機（荏原冷熱システム REDGN021H） 2台

(業務の内容)

第2条 受託者下記の項目についての業務を実施する。

- (1) 本体点検整備
- (2) 冷房・暖房切替整備及び試運転調整
- (3) チューブ清掃及び吸収溶液分析
- (4) 遠隔監視
- (5) 冷却塔シーズン前後点検清掃
- (6) 緊急時の出張応急対応（オンコール）

(法令等の遵守)

第3条 受託者は業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(協議事項)

第4条 この契約に定めのない事項および委託者・受託者間に紛争、又は疑義が生じた事項については、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて委託者・受託者間の協議による定めるものとする。

以上